

○総務省訓令第 号

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 高市 早苗

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令

電波法関係審査基準（平成 13 年総務省訓令第 67 号）の一部を次のように改正する。

（下線及び二重下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>[目次 略]            [第 1 条～第 46 条 略]            [別添 1～別添 8 略]            [別表 1～別表 3 略]            [別紙 1 略]            別紙 2 (第 5 条関係)無線局の目的別審査基準            [第 1・第 2 略]            第 3 衛星関係            1 システム別審査基準            [(1)～(7) 略]            (8) <u>設備規則第 49 条の 23 第 2 号に規定する携帯移動地球局</u></p> <p>[ア・イ 略]            ウ 無線設備の<u>移動範囲</u>  <u>当該電気通信事業者の業務区域内とする。</u>  <u>[削除]</u></p> <p><u>[削除]</u></p> <p>エ <u>占有周波数帯幅等</u>  <u>[削除]</u>  <u>[削除]</u>  <u>(7) 占有周波数帯幅は、必要な通信速度により情報の伝送を確保するために適正な値であること。ただし、国際調整に基づいた適正な値の範囲である場合には、この限りではない。</u></p>	<p>[目次 略]            [第 1 条～第 46 条 同左]            [別添 1～別添 8 同左]            [別表 1～別表 3 同左]            [別紙 1 同左]            別紙 2 (第 5 条関係)無線局の目的別審査基準            [第 1・第 2 同左]            第 3 衛星関係            1 システム別審査基準            [(1)～(7) 同左]            (8) <u>非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局で、1621.35MHz から 1626.5MHz までの周波数の電波を使用するもの</u>            [ア・イ 同左]            ウ 無線設備の<u>常置場所等</u></p> <p><u>(7) 常置場所</u>  <u>当該携帯移動地球局の通信を制御することができる携帯基地地球局の無線設備の設置場所とする。</u>  <u>(1) 移動範囲</u>  <u>当該電気通信事業者の業務区域内とする。</u></p> <p>エ 電波の型式等  <u>(7) 電波の型式は Q7W とする。</u>  <u>(1) 周波数の間隔は 41.667kHz とする。</u></p>

(イ) 周波数は別表1に定める範囲内のものであること。ただし、国際調整に基づいた適正な周波数の範囲である場合には、この限りではない。

[ウ] 略

オ 工事設計

故障を検出する機能を有し、故障を検出した場合は検出後1秒未満の間に自動停波機能を有するものであること。

[(9)～(16) 同左]

[2・3 同左]

第4 包括免許関係

1 電気通信業務用

[(1)～(4) 同左]

(10) 設備規則第49条の23第2号に規定する携帯移動地球局に係る特定無線局

電気通信事業者が、非静止衛星を利用して携帯移動衛星通信を行うために開設する携帯移動地球局であって、包括免許に係る特定無線局の審査は、第3の1(8)に定める基準のほか、次の基準により行う。

[ア～ウ 略]

[2～4 略]

[第5 略]

[別紙3 略]

[ウ] 同左

オ 工事設計

自動停波機能を有するものであること。

[(9)～(16) 同左]

[2・3 同左]

第4 包括免許関係

1 電気通信業務用

[(1)～(4) 同左]

(10) 非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う特定無線局で、1621.35MHz から1626.5MHz までの周波数の電波を使用するもの

電気通信事業者が、非静止衛星を利用して携帯移動衛星通信を行うために開設する携帯移動地球局であって、包括免許に係る特定無線局の審査は、第3の1(8)に定める基準のほか、次の基準により行う。

[ア～ウ 同左]

[2～4 同左]

[第5 同左]

[別紙3 同左]

## 附 則

この訓令は、令和 年 月 日から施行する。